

日 退 教 事務局だより

日本退職教職員協議会

発行責任者 竹田邦明

18-1

2018年4月5日

(FAX送信2枚)

雇用保険の基本手当（失業手当）を受給すると、年金はどうなるか？

3月末日をもって定年退職された方は、引き続き「再任用職員」として働く方が多くいらっしゃいます。各単会では、再任用になられた方々の退教への加入を勧められていることと思います。

一方、再任用を終了し、引き続き働く意思を持ちながらも雇用の機会を得ていない方もおられます。そのような状況では雇用保険から失業手当を受給できません。ただし、年金の受給がはじまると、失業手当受給期間中は年金の一部が支給停止されます。

再任用を退職すると「離職票」が交付されます。失業手当申請の際に必要です。（申請により交付としている県もあります）

再任用職員には、再任用職員として退職する際の退職手当は支給されないことから、雇用保険制度が適用されます。雇用保険の加入要件を満たす再任用職員は、次のとおりです。

- ・フルタイム勤務職員
- ・短時間勤務職員のうち、31日以上引き続いて雇用される見込みであり、1週間あたりの勤務時間が20時間以上である者

保険料は1000分の5です。

多くの県では勤務時間がフルタイム、または常勤の4分の3程度の雇用が多いと思いますが、県によっては2分の1勤務で20時間未満の雇用形態もあります。その方々は雇用保険には加入していません。

失業手当はだれでも受給できるわけではありません。働く意思と能力はあるが、職業に就くことができない状態にあることが前提になります。（働く意思を示すため、ハローワークに行き、求職者登録をする必要があります。月に2回以上の求職活動《窓口での相談や検索》をしなければなりません。）

再任用職員の場合は、原則として90日、失業手当が支給！

失業手当の支給日数は、雇用保険の加入期間、離職した理由、離職の日の年齢、離職した人が就職困難者かどうかなどによって決まります。

一般的に、再任用の地方公務員が、65歳未満で再任用を退職した場合には、失業手当の支給期間は90日になります（任期満了・自己都合退職扱い）。

65歳になったあとも再任用で勤務していると、一時金（50日）になる！

65歳に達する日以後最初の3月31日まで再任用で勤務していたとすると、退職した時点で65歳以上となっていますので、失業手当は一時金として50日分がまとめて支給されます。

失業手当（雇用保険の基本手当）を受給すると、年金のどこの部分が支給停止となるのか？

失業手当（雇用保険の基本手当）を受給すると、その金額の多寡に関わらず、特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）が全額支給停止になります。共済組合から支給される報酬比例部分も、日本年金機構から支給される報酬比例部分（4分の3勤務の再任用は厚生年金に加入していたので、この期間は日本年金機構から）も、両方とも支給停止となります。雇用保険の基本手当が支給されている期間に対応する月数分だけ、報酬比例部分は支給停止になります。

しかしながら、経過的職域加算額（退職共済年金のいわゆる3階部分）は支給停止の対象ではありませんので、全額支給されます。

雇用保険加入再任用を退職し、あらたに雇用保険加入再任用を行わない方で特別支給の共済年金受給年齢に達していない方は、失業手当の受給手続きを。

失業手当を受給するか、年金を受給するか？

上記のように、失業手当を受給すると年金の一部が支給停止になります。そこで失業手当の額を計算しなければなりません。事前にハローワークで失業手当の額を試算しその多寡を比較し、少額の基本手当を受給したために多額の年金が支給停止になってしまわないよう注意が必要です。

ただし、特別支給の老齢厚生年金や経過的職域加算額（退職共済年金）は課税対象所得ですが、失業手当は非課税所得ですので、全額、税金がかかりません。

失業手当（雇用保険の基本手当）はだれでももらえるのか？

失業手当は雇用保険に加入していれば、退職後、だれでもが受給できるわけではありません。働く意思と能力があることが前提となります。雇用保険に加入していたから、働く意思は全くないけれど、失業手当を受給しないと、保険料の掛け捨てになって、損する感じがするから、失業手当を受給するというものではありません。

働く意思と能力はあるが、職業に就くことができない状態にあることが前提となります。念のため。

失業手当（基本手当）の例

フルタイム勤務再任用(1年以上) 61歳から65歳未満で退職
直近6ヶ月間の給与総額(通勤手当など含む、一時金は含まない)
1,684,800円(月額280,800円)の場合
基本手当4,652円(1ヶ月139,560円)を90日

年金受給者は比較を